

次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の 堅持を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことである。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために少人数教育が実施されている。このことは、保護者や子どもたちから大変有益であると言われている。

しかし一方で、義務教育費国庫負担金については、従来の国庫負担が2分の1から3分の1に縮小され、現在の厳しい地方財政をより一層圧迫している。

したがって、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があるとともに、各自治体の財政力により義務教育に格差が生ずることも懸念される。

また、就学援助受給者の増大に表れているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながっている。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。

よって、政府においては、下記の事項について、早急に実現されることを強く要望する。

記

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元し、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年（平成20年）6月18日

高砂市議会